

## 指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名: 株式会社秋田デイックライト  
法人番号: 4410001000409  
住所: 秋田県秋田市飯島字穀丁大谷地1番地19
- 指名停止措置期間: 令和3年6月11日から令和3年9月10日まで(3ヵ月)
- 指名停止措置の範囲: 東北地方測量部管内
- 事実概要:

株式会社秋田デイックライトの元社員は、秋田県北秋田地域振興局発注の県道大館能代空港西線(鷹巣西道路)の契約を巡り、当時の振興局建設部長が漏洩した最低制限価格を算出するために必要な情報により、不正に落札したとして、令和3年5月8日、公契約関係競売入札妨害の容疑で秋田県警に逮捕された。

### 5. 指名停止措置理由:

物品の有資格登録業者である株式会社秋田デイックライトの使用人の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第8号イ(公契約関係競売等妨害又は談合)に該当するものである。

### <工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措置要件	期間
1~7 略	略
(公契約関係競売等妨害又は談合)	
8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人(使用人においてはイに掲げる場合に限る。)が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき(第12号に掲げる場合を除く。)	逮捕又は公訴を知った日から
イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員	2ヵ月以上12ヵ月以内
ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	1ヵ月以上12ヶ月以内

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番  
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 小島 正和 電話 029-864-4385 (直通)  
総務部契約管理官 大橋 秀己 電話 029-864-6870 (直通)